

# 尾花沢市立玉野小学校 いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年11月最終改定）及び「尾花沢市いじめ防止基本方針」（平成30年10月尾花沢市教育委員会最終改定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「尾花沢市立玉野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- いじめについて、教師と児童が具体的な認識を共有する。
  - いじめられている児童にも問題があるという見方をせず、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。
  - 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 学校と家庭が協力して、いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 温かい人間関係を築き、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携する。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- いじめにより児童の生命・心身や財産等に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等、事実関係の確定を待たずに、疑いが生じた段階で重大事態として調査を開始する。

## III 「いじめ」の定義

◇いじめ防止対策推進法2条より

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に **A** 在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う **B** 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の **C** 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

## A～Cに該当するものはじめである

### A 在籍する児童と一定の人的関係にある相手

- ①学校内の同級生・上級生・下級生
- ②スポーツ少年団の団員どうし（本校：スキー・陸上・野球・バスケット・剣道）
- ③習い事・趣味を通じた知り合い（本校：合唱・スイミング・ピアノ・学習塾）
- ④その他（ゲームセンターでの知り合い・日常の遊び相手・中学生の遊び相手）

### B 心理的又は物理的な影響を与える行為

- ①肉体的な暴力  
ぶつかる 押す 物をぶついたり投げつけたりする たたく 蹴る 転ばせる  
プロレスの技をかける 投げ飛ばす 躓かせる 椅子を引く（尻もち）
- ②言葉の暴力  
悪口 悪意のあだ名 罵声・暴言 格下扱いの言葉遣い いやがる事を言う  
恥ずかしめる 中傷的な落書きをする 悪口をふれ回る 陰口を言う  
嘘の情報を伝えて困らせる
- ③嫌なことを強要する（命令）  
万引きさせる 金銭強要 誰かにいじわるをさせる 家来のように従わせる  
やりたくないことをやらせる（服を脱がせる・恥ずかしいこと・危険なこと）  
危険なことを強いる
- ④やりたいことをさせない  
学習を妨害する 特定の子だけ順番から外す 遊具を使わせない
- ⑤無視する  
相手にしない 避ける 仲間はずれにする
- ⑥物質的・経済的損失を与える  
持ち物を隠す・壊す・汚す・移す・いたずら書きをする  
お金をとる ゲームやおもちゃをとる
- ⑦性的ないやがらせ  
服を脱がせる 裸にさせる 触れる 性別や身体的な特徴に関する悪口
- ⑧ネットを介するもの  
ネット上の掲示板，SNS，LINE などでの悪口や陰口，画像拡散

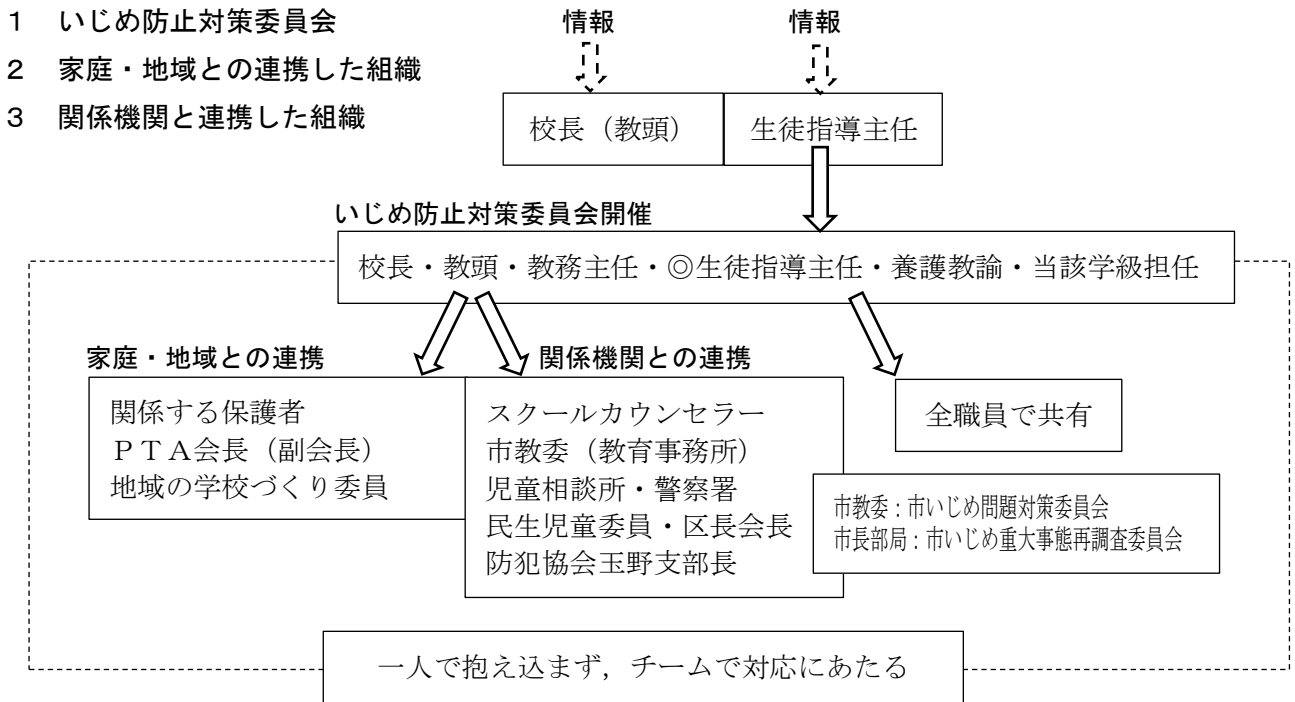
### C 児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- いじめ行為の軽重で「いじめか否か」「深刻な問題か否か」を判断するのではない。
- 行為を受けた児童が心身に感じている苦痛に寄り添って判断する。
- 好意で行った行為が意図せずに相手に対して苦痛を感じさせる場合もいじめに該当する。この場合、いじめという言葉を使わないなど、柔軟な対応が必要。

#### ◇一般的な暴力について

一般的（突発的）な暴力行為もいじめの定義に合致するが、「暴力」とは暴行罪や傷害罪，恐喝罪，器物損壊罪など，既存の刑法で禁じられている行為である。学校内で行われようと児童間で行われようと，いじめかどうかという議論以前に，速やかに対処されるべきものである。

## IV いじめ問題に対応するための校内組織



## V いじめの未然防止のための取組

### 1 いじめについての共通理解

- (1) いじめの態様や指導上の留意点などについて、研修を通して教職員全員の共通理解を図る。
- (2) いじめについて学校便りに掲載するなどして、児童と教職員、保護者、地区民が認識を共有する。

共通認識

### 2 いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり

- (1) 全校集会や学級活動などで「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- (2) 道徳や学級活動などの授業で、道徳性を培うと共に児童の集団解決力を育成する。
- (3) 児童会によるいじめ防止の取組を推進する。

道徳性・児童会活用

### 3 温かい人間関係・自己有用感・自尊感情の育成

- (1) 友達・異学年児童など、かかわりを通して、他の人を思いやる心を育む。
- (2) 温かい言葉がけや励ましなどにより、自己有用感につながるようにする。
- (3) ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (4) 友だち関係の固定化や上下関係を生まないように配慮する。

居場所づくり

絆づくり

温かい交友

### 4 その他の校内の取組

- (1) 分かりやすい授業、すべての児童が参加・活躍できる授業になるように工夫する。
- (2) 「まなびの三がまえ」「尾中学区の約束」の指導を通して、学習規律や生活の基本的な約束を身に付ける。
- (3) 席替えなどにより仲よしを固定化しないように配慮する。
- (4) 情報モラル等について指導する。
- (5) 保護者の研修会を開催し、情報を提供し意見交換する場を設ける。

分かる授業

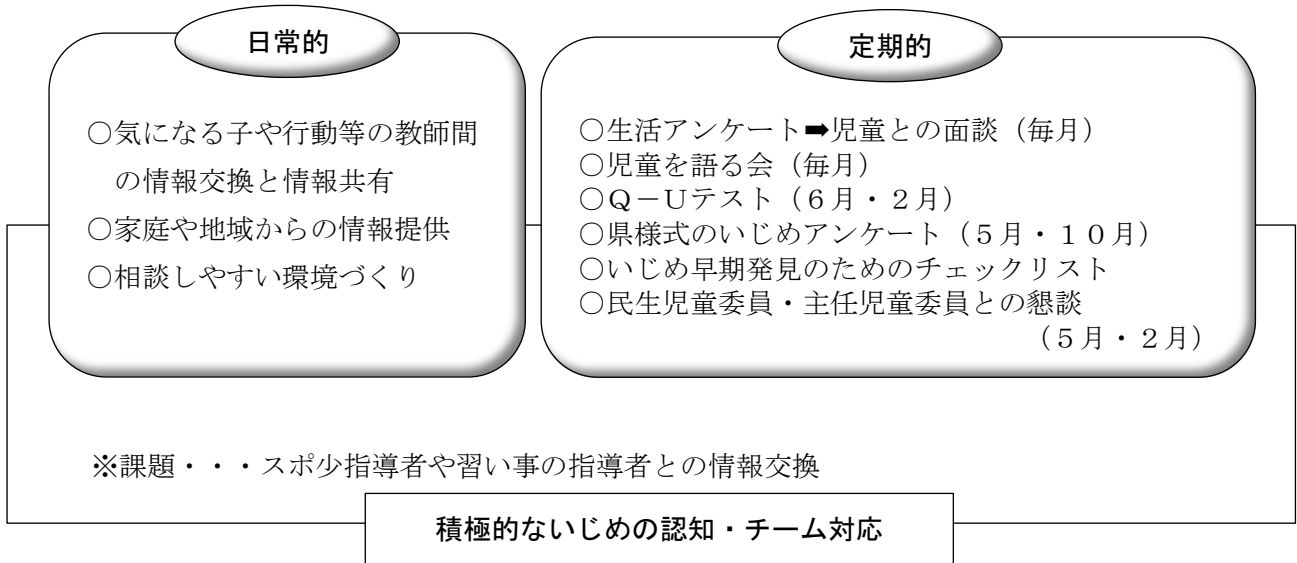
規律づくり

### 5 家庭や地域との連携

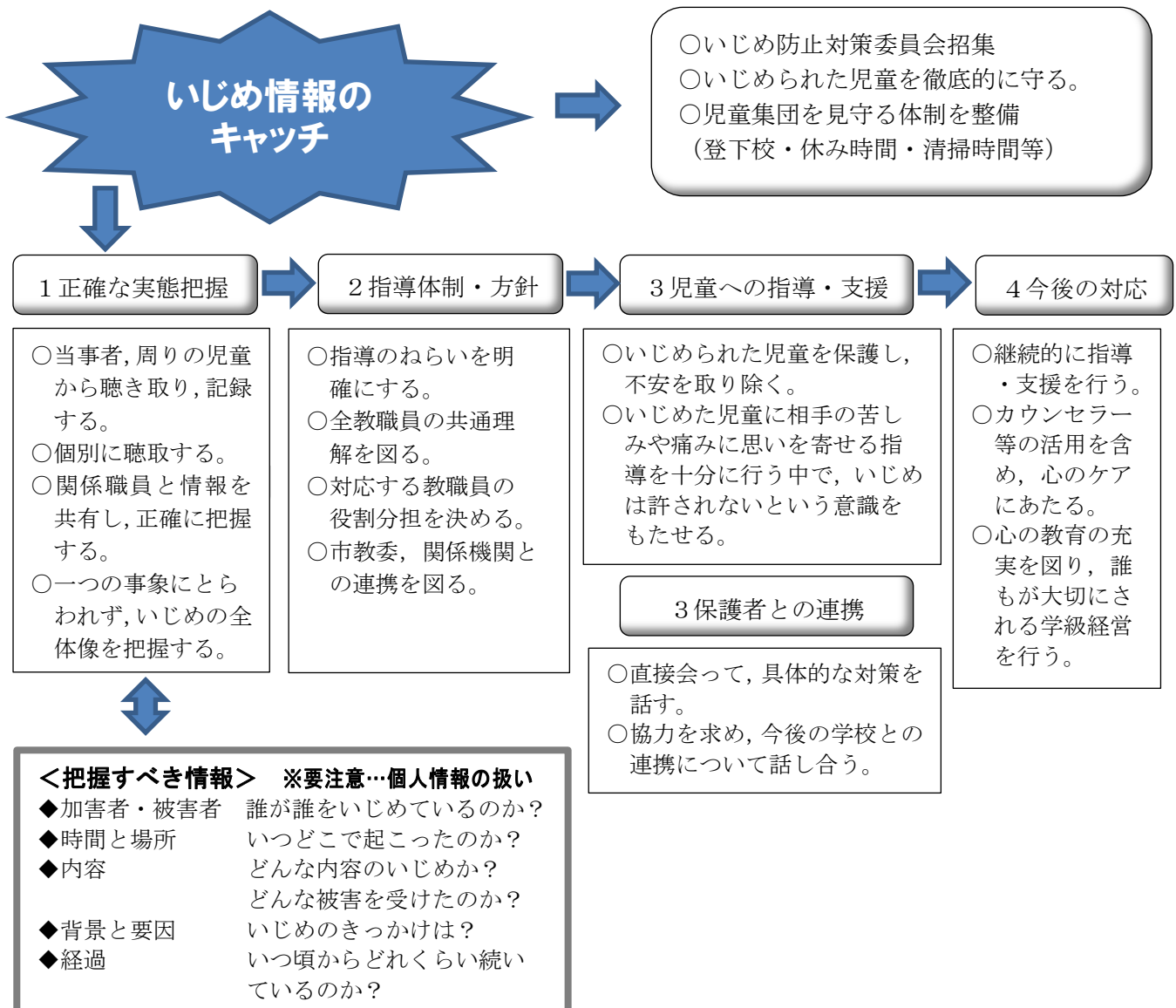
- (1) P T A内の保護者ネットワークを活用し、いじめに関する情報の収集に努め、情報を共有し、速やかにいじめの防止や改善に取り組む。
- (2) 地区区長会や地域の学校づくり委員、公民館組織など、地域組織との会合等の場で情報を共有し協力していじめ防止に取り組む環境を維持する。
- (3) 子の教育について第一義的責任を有する保護者が、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめを決して許さない教育を推進することについて、学校での会合や研修会等を通じて啓発を図る。

## VI いじめの早期発見・早期解決・解消に向けての取組

### 1 いじめの早期発見のための手だて



### 2 いじめの早期解決「発生時の対応」



### 3 いじめの早期解決のための家庭、地域・関係機関との連携

#### (1) 家庭との連携

##### ① いじめられた児童の保護者に対して

- ・ 事実関係の把握後、その日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 徹底して守り抜くことを伝え、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ いじめられた児童が安心して学校生活を送るための体制について伝える。
- ・ 状況に応じて、カウンセラーや外部機関との連携について検討する。

##### ② いじめた児童の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すが、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだ背景にも寄り添う。
- ・ 教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家とも連携しながら、組織的にいじめをやめさせる。ストレスの背景を理解するとともに、再発防止と人格の成長に主眼を置いて適切な指導にあたる。

#### (2) 地域・関係機関との連携

- ・ 重大事案に関しては、第三者による調査機関を設け事実関係を明確にするための調査を行う。  
(尾花沢市教育委員会、尾花沢警察署、児童相談所、村山教育事務所のいじめ解決支援チームなどと連携)

### 4 集団へのはたらきかけ

- ・ いじめを傍観する姿勢や見て見ぬふりをする行為は暗黙の支持となり、いじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめを止めることができなくても、教師や保護者、他の児童に知らせることを指導する。
- ・ いじめをはやしたてる行為や同調する行為は、いじめに加担しているということを理解させ、いじめた児童と同様に指導する。
- ・ いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人がいじめの行為をどう受け止めればよいのかを学級全体で話し合ったりしながら、正しいことを勇気をもって行動で着るように指導する。

### 5 いじめの解消

**解消と言える  
2つの条件  
(文科省)**

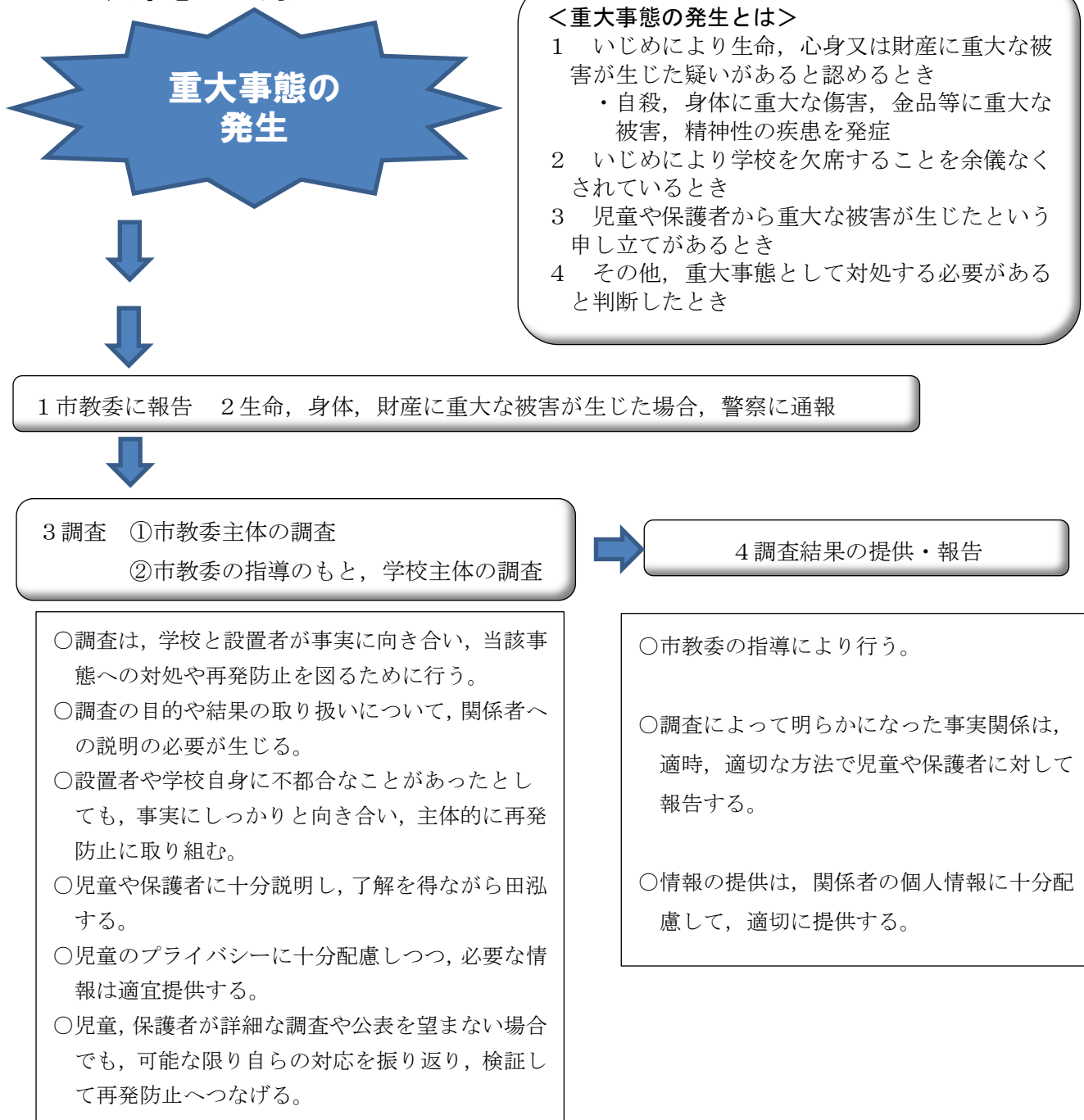
#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

「被害者への心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間止んでいる。

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人と保護者に面談等により確認する。

## VII 重大事態への対応



## VIII 校内研修

- いじめに係る研修を年間計画に位置付け, 学期に一回, いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い, 教職員の共通認識を図る。
- 道徳の授業研究に取り組み, 道徳の授業と全教育活動を通して実施する道徳教育を充実させる。
- 「生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業づくり」について, 研修を深め, いじめの未然防止に努める。

- 4 教師の言動や対応が基でいじめを生むことがないように，自己を振り返る機会をつくる。
- 5 下記の児童について，年度の始めに対応策を共有する。
  - (1) 障がいを持つ児童や特別な支援を必要とする児童（周りと違う行動パターン）
  - (2) 海外・他地域から転入した児童や外国人の児童
  - (3) 被災児童
  - (4) 性同一性障害や性的指向，性自認に係る児童

## IX SNS について

### 1 児童の持つ SNS 機器とその使用方法を調査し，指導や講話を聴く機会を設ける

- 情報モラル教育
- Web サイト「e-ネットキャラバン」
- 視聴覚教育センター「情報モラル教育」

### 2 保護者に対して情報提供を行う

- <ペアレンタルコントロール> 保護者が行う制限や機能，機能を提供するサービス
- 家庭内での情報通信機器利用の約束を決める。
  - 保護者による継続的な見守り。
  - 危険性についての教育
  - フィルタリングの設定
  - 表情を見ながらのコミュニケーションの大切さを教える。等

### 3 インターネット上のいじめの類型

- (1) 掲示板・ブログ・ブログでのネット上のいじめ
  - ・特定の児童の誹謗・中傷の書き込みや，本人に無断で電話番号や写真，動画など，個人情報を掲載。特定の児童になりすましてインターネット上で活動する。
- (2) メールでのネット上のいじめ
  - ・誹謗・中傷のメール。チェーンメールによる悪口や中傷する内容のメールを作成して送信。
  - ・なりすましメール。
- (3) SNS を利用したネット上のいじめ
  - ・ネットワークグループ内での仲間はずれ。わざと返信しない。グループから外す等。
- (4) 画像や動画の拡散
  - ・画像や動画を無断または無理やり撮影・加工されたものを拡散される。

## X 学校評価

- (1) PDCA サイクルの考え方に従い，取り組み評価アンケート等を実施し取組について検証する。  
評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

- (2) 学級懇談会や地域の学校づくり協議会、学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

## XI いじめ防止対策計画

時期	いじめ防止対策委員会	教育相談委員会・職員会議等
一学期	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の把握・連携依頼</li> <li>いじめ等問題行動に対する学校方針・計画の検討</li> </ul> <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul> <p>【7月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケートの実施と分析</li> </ul>	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会）</li> <li>学級づくり・人間関係づくり（縦割り班活動）</li> <li>学級経営研修会</li> </ul> <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート結果の情報交換</li> <li>情報モラル啓発（総合・学級活動）</li> </ul> <p>【6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Uテストの実施</li> <li>授業研究会</li> </ul>
二学期	<p>【8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1学期の反省と2学期の取組検討</li> </ul> <p>【10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間の取組検討</li> <li>いじめアンケート</li> </ul> <p>【12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケートの実施と分析</li> </ul> <p>【12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の反省と三学期の取組検討</li> </ul>	<p>【8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み中の児童の様子について情報交換</li> </ul> <p>【10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間の取組</li> <li>いじめアンケート結果の情報交換</li> </ul> <p>【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業研究会</li> </ul>
三学期	<p>【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>3学期の反省と来年度の取組検討</li> </ul>	<p>【1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冬休み中の児童の様子について情報交換</li> <li>いじめアンケート結果の情報交換</li> </ul>

通年	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもを語る会（教育相談 毎月）</li><li>・いじめ防止対策委員会緊急対応会議の開催（事案発生時）</li><li>・児童企画による児童集会の実施（温かな集団づくり）</li><li>・縦割り活動の実施（給食・清掃・児童活動）</li><li>・児童の一日の振り返り（毎日、帰りの会）</li><li>・学校生活向上のための話し合い（学級活動）</li><li>・道徳性を育む（道徳の授業を中心に）</li></ul>
----	---